第四期宮城県ニホンザル管理計画の概要

1 計画の背景及び目的

「人とサルとの良好な関係」の再構築に向けて、平成17年度に「宮城県ニホンザル保護管理計画」、平成19年度に「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」、平成25年度に「第三期宮城県ニホンザル管理計画」(法改正に伴い、平成27年度改定)を策定し、県及び対象市町は保護管理事業を実施してきた。しかし、依然として被害が発生していることや個体数が年々増加し、新たに被害が発生した地域もある

ことから,保護管理事業を継続する必要がある。このことから,第四期宮城県ニホンザル管理計画を策定

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (Macaca fuscata)

3 計画の期間

する。

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5か年

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内でニホンザルの生息する9市町(金華山(石巻市)は除く。) 仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市及び山元町

5 管理の現状

県内の群れの把握状況

県内には、7つのポピュレーションに54群が生息している。

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 基本的な考え方

「良好な関係」を構築するため、具体的な目標を関係者合意の下で設定し、達成を図ることとする。

(2) 数の調整に関する事項

個体数調整は、対象区域市町が策定する実施計画書に基づき実施するものとする。なお、計画対象 区域外の市町村において捕獲を行う場合は、有害鳥獣捕獲により行うものとする。

(3) ポピュレーション管理に関する目標

複数市町にまたがって生息する場合は、検討会を実施し、関係市町が連携し対策を講じるものとする。

(4)被害の防除に関する目標

農作物被害は、過去3か年の平均を下回ることを目標とする。また、生活被害や耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地管理の促進を図るものとする。

(5) 生息地の保護及び整備に関する目標

関係機関と調整しつつニホンザルが生息できる山地の整備及び里山の管理を進めることを目標とする。

7 その他管理のために必要な事項

県、市町村、農業者、地域住民、狩猟者団体等の実施主体が、それぞれの役割に応じて事業を実施し、NPO団体や個人ボランティアの協力も得られるよう努める。また、県は、地方振興事務所単位で実施計画の検討及び市町村間の調整を行うとともに、追い上げ技術の指導、農作物被害防除や農地管理技術の指導・支援、被害対策組織の体制整備等に努める。

※ 「良好な関係」とは、人とサルとが一定の距離を保ち、サルは農作物に依存せず、奥山に入らなければ簡単に見ることのできない存在として、両者が一定の緊張感を維持している状況をいう。